

# 私立中高一貫校における休日部活動の外部化に関する考察

—滝学園及び滝教育研究所の実態調査を通して—

## Consideration about the outsourcing of non-workdays club activities in private combined junior and senior high school

—Through the investigation of Taki academy and Taki education research institute—

長瀬基延<sup>1</sup>, 柴崎直人<sup>1</sup>

NAGASE Motonobu<sup>1</sup>, SHIBAZAKI Naoto<sup>1</sup>

[キーワード Keyword] 受益者負担による活動, 休日部活動の外部化, 教師の副業による部活動指導, 変形労働時間制  
[所属 Institution] <sup>1</sup>岐阜大学大学院(Graduate School of Education, Gifu University)

[要旨 Abstract] 部活動の地域移行をめぐる議論が全国各地で活発化している。各地域の実態に応じた受け皿の整備と制度設計が進められる中、愛知県江南市の私立中高一貫校「滝学園」による部活動改革が注目を集めている。休日部活動の外部化が成立するまでの変遷を分析したところ「滝教育研究所の存在」「労務改善チームの結成」「労働基準監督署の監査による外圧」の3項目の影響要因が抽出された。また、滝学園式部活動改革の特徴として「受益者負担による活動」「部活動運営管理及び財務管理の外部化」「教師の副業による指導体制」「変形労働時間制の採用」の4カテゴリー7項目のメリット、5項目の検討課題を抽出した。公立中学校の部活動改革への汎用性を検討したところ、①地域に既存の組織団体が滝教育研究所と同様の業務を担うことで外部化の実現可能性があり、小規模自治体への汎用性があること、②教師の兼職兼業による地域部活動への従事は、持続的・安定的な人材確保の観点から地域人材の複数配置体制を整えながら、人材確保までの一時的な対応としての採用が有効であること、③変形労働時間制の導入は、子育て世帯の教師のワークライフバランスを圧迫する可能性があり慎重な判断が必要であるが、長時間労働の是正に有効であること、④受益者負担による部活動運営は、私立校以上に公立校での一般化は難しく子どもの活動機会保障を揺るがす懸念はあるが、段階的な導入により指導者の質的担保や地域部活動の持続可能性が高まるなど、一定の汎用性があることが示唆された。

### 1. 背景

スポーツ庁より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について<sup>1)</sup>」が公表された。通知文書には「部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務」「休日に教師が部活動に携わる必要のない環境を構築すべき」などの認識が示され、「休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要」と明記されている。

部活動の地域移行に関わる議論は、学習指導要領の改訂を機に過去2回に渡って行われた<sup>2)</sup>。1回目は1969年・1970年改訂の際、教育課程内の特別活動として必修クラブが位置づけられたことをきっかけにして部活動の外部化が論じられた。2回目は1998年・1999年改訂の際、ゆとり政策や総合型地域スポーツクラブ政策の推進の方針が示されたことをきっかけにして地域移行化が論じられた。今回3回目の地域移行に関わる議論の発端となったのは、2019年1月の中央教育審議会

において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について<sup>3)</sup>」の答申がなされたことである。文部科学省が設置した「学校における働き方改革推進本部」での決定であり、今回の地域移行指針の特徴としては、教師の過重労働問題対策としての業務負担軽減の視点に重きをおいた改革の方向性と言える。

部活動改革による教師の働き方改革の推進が期待される一方で、学校部活動の外部化には、予算、施設、人材、家庭の経済格差、地域格差、生徒の負担、保護者の負担、指導者育成、学校と地域の連携など、多岐に渡る課題が様々な著書や先行研究で指摘されている<sup>4)5)6)7)</sup>。また2021年スポーツ庁開催の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」では、指定都市教育委員会協議会による配布資料「運動部活動の地域移行に関する課題及び解決方策について<sup>8)</sup>」において、受け皿の整

備、指導者の確保、予算、施設、大会の在り方の5項目の解決すべき課題が提示された。

いずれの文献や参考資料にも共通して取り上げられる課題が「地域人材に関わる質的・量的担保への懸念」である。長年に渡る教師の献身的な働きによって肥大化・複雑化した学校部活動を急激に地域に移行することは、地域人材の確保の面で弊害が生じることは想像に容易い。2017年に「部活動指導員制度<sup>9)</sup>」が法的に整備されたが、日本スポーツ協会の「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書<sup>10)</sup>」によると、「部活動指導員が任用されている」と回答した中学校教師は8.7%に留まっている。地域人材の量的確保の難しさを表していると言える。また、先進的に部活動の地域移行が進められている岐阜県多治見市では、部活動が完全に学校の外部に置かれている状況において、地域指導者による暴行事案が発生したことが報じられている<sup>11)</sup>。地域人材の質的確保の課題と言える。さらに、学校や教師の意識に目を向けると、学校教育の一環として好ましい人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感、連帯感の涵養など、生徒の多様な学びの場としての教育的意義を鑑み、学校部活動に積極的に携わり続けたいとする考え方や組織文化も広く存在している<sup>12)13)</sup>。つまり部活動の地域移行は、地域の受け皿においても、学校や教師側の視点においても、人材確保に関わる制度設計の未整備や指導に従事する人材の意識の不均衡などが存在する。現時点ですぐに学校から部活動を切り離すことは、様々な弊害をもたらす可能性があると言える。

人材確保の課題に対する方策の一つとして「教師の兼職兼業による地域部活動への従事」が挙げられる。先述の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」のスポーツ庁通知<sup>1)</sup>には、「地域部活動において休日の指導を希望する教師は、教師としての立場で従事するのではなく、兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事する」との方向性が示されている。文部科学省は、兼職兼業の許可の仕組みに関わり「“学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について”を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について<sup>14)</sup>」を各都道府県及び指定都市教育委員会に通知するなど、労務時間管理、健康管理、本来業務との関係などを考慮した上で、適切に運用するよう教育委員会に求めている。

以上のような、教師の時間外労働、部活動の運営管理業務の外部化、外部化に伴う人材確保、兼職兼業の制度設計など、公立中学校の部活動改革をめぐる様々

な課題に対する議論がなされる中、愛知県の私立中高一貫校である「滝学園」の部活動改革が一つの示唆となり得る取組を展開している。滝学園式部活動改革の実態や現在の仕組みが整った経緯を明らかにすることは、公立中学校の部活動地域移行を円滑に推進するための有効な知見となる可能性があると考えられる。

## 2. 目的

部活動の運営管理業務の外部化及び教師の副業による指導体制を実現し、先進的に部活動改革に着手した私立中高一貫校「滝学園」の事例を取り上げ、その実態や変遷を明らかにし、改革過程の考察を通して、公立中学校の部活動改革への汎用性に関わる示唆を得ることを目的とする。

## 3. 方法

滝学園の校長及び事務長への半構造化インタビュー(2020年12月)及び電子メールによる質問調査(2021年12月)、同じく滝学園に勤務する教師への半構造化インタビュー(2020年12月)及び電話による非構造化インタビュー(2021年12月)、株式会社滝教育研究所事務職員への電話による半構造化インタビュー(2021年12月)により客観的な事実の聞き取りを行った。いずれのインタビューも質問は筆者が行った。分析の手順は、①筆者及び教育専門の行政職員(スポーツ推進課課長)によるインタビュー内容の読解、②回答者によるインタビュー内容の確認、③筆者による質問項目に応じた内容の分類と要約、④筆者によるインタビューデータの解釈であった。最終的な内容に誤りがないか、回答者に確認の上で論文を公表する手続きをとった。

## 4. 結果

### 4.1. 滝学園における部活動改革の変遷

滝学園の校長及び事務長へのインタビューにより、滝学園における部活動改革の変遷を集約し、以下表(表1)に整理した。

滝学園式部活動改革は、滝学園を株主とした「株式会社滝教育研究所」の設立が重要な役割を果たした。滝教育研究所は、生徒の課外学習指導の提供を目的として2014年までに設立の検討を経て、2015年4月に設立、同年より課外学習支援としての講座開講や自主学習の場の提供が開始された。講座の講師は滝学園の教師が担い、全て学校外の副業の扱いとなっている。

2017年3月に労働基準監督署による立入監査が行われた。滝学園に対し労務環境改善の指導を行い、学園

としての労働環境改善改革が動き出すこととなった。真っ先に改革の矢面に挙げたのは課外活動としての「部活動」であった。休日の部活動は「業務外の扱い」とし、平日の勤務時間内に行われる部活動は「業務扱い」とすることを決定した。業務外の扱いとなる休日部活動について、その運営管理を滝教育研究所に業務委託することを決定した。休日部活動の指導者については、滝教育研究所の事業である学習講座の講師契約と同様に、滝学園の部活動顧問教師が滝教育研究所と指導者契約を結び、副業扱いとして滝学園の教師が担うこととなった。校長を含む労働環境改善チームによる検討を経て、2018年4月より滝学園の部活動の外部化及び教師の副業による部活動指導体制が開始された。

<表1> 滝学園における部活動改革の変遷

～2014年	生徒の学習補充を目的とした滝学園教師の課外学習指導の拡大 生徒・保護者のニーズに応えるための対応の検討を開始
2015年 4月	滝学園を株主とした株式会社滝教育研究所の設立 滝学園生徒に対する課外学習支援としての講座開講
2017年 3月	労働基準監督署の監査により、労働環境改善の指導が入る 校長を含む労働環境改善チームが結成され改革の検討と推進が始まる 休日部活動は業務外とすることを決定 (ただし勤務時間内部活動は業務) 休日部活動の運営管理を滝教育研究所に業務委託することを決定
2018年 4月	休日部活動について教師の兼職兼業及びOB指導者による外部化を開始

#### 4.2. 滝学園の学校概要

滝学園の事務長へのインタビュー及び滝学園の令和2年度事業報告書の分析により、滝学園の概要を集約し、以下表(表2)に整理した。

滝学園は中高一貫校である。高等学校には、別の中学校卒業後に滝学園の入学選抜を経て入学する生徒も100名ほど含まれる。高等学校の全校生徒数は1045名(2020年)、中学校の全校生徒数は764名(2020年)であ

る。高等学校は27学級編制であり、私立学校の平均学級数が約30学級であることから27学級編制は標準規模の学級数と言える。中学校は18学級編制であり、学校教育法施行規則第41条及び第49条<sup>15)</sup>によると標準規模の学級数に該当するため、中高ともに標準的な学校規模であると言える。

中高合算の教職員数は、校長1名(中高兼務)、副校長2名、教頭2名、教諭81名、養護教諭2名、事務職9名、司書2名、講師14名、契約職員7名の合計120名となっている。

<表2> 滝学園の学校概要

##### ① 生徒数及び学級数(令和2年5月1日)

	1年 (学級)	2年 (学級)	3年 (学級)	合計 (学級)
高校	36(9)	332(9)	352(9)	1045(27)
中学	252(6)	251(6)	261(6)	764(18)

##### ② 教職員数(令和2年5月1日)

	校長	副 校長	教頭	教諭 /養護	事務職 /司書	講師	契約 職員
高校	1	1	1	47/2	5/1	10	5
中学	兼	1	1	34/2	4/1	4	2

#### 4.3. 株式会社滝教育研究所の概要

滝教育研究所の事務職員への電話インタビュー及び滝教育研究所ホームページ<sup>16)</sup>の情報を集約し、滝教育研究所の概要を以下表(表3)に整理した。

滝学園の生徒に対する学習指導を主な業務としており、国語、数学、英語、物理など、平日18時00分～19時30分の90分間の学習講座を開講している。休日や長期休業中の集中講座を開催することもある。自習室の運営も行っており、平日は15時00分～21時00分、休日は9時00～17時30分の時間帯で開放している。2018年より、休日部活動の指導者派遣業務及び部活動に関わる財務管理業務を担うこととなった。

運営スタッフとして所長及び事務職員、学習指導の講師や専属講師として滝学園教師の希望者及び滝学園教師OB、学生サポーターとして滝学園の卒業生が登録している。部活動指導者として滝学園教師の希望者及び滝学園OBの地域人材が登録している。

<表3> 滝教育研究所の概要

① 業務内容

・滝学園生徒への学習指導(受験対策, 検定試験対策等)
・自習室, 自主ゼミ室の運営管理
・休日部活動の指導者派遣, 財務管理

② 組織(令和3年12月)

運営スタッフ	所長及び事務職員
学習指導講師	滝学園教師の希望者
学習指導専属講師	滝学園教師OB
学習指導サポーター	滝学園OBの学生サポーター等
部活動指導者	滝学園教師の希望者及び滝学園OBの地域人材

4.4. 滝学園教師の就業形態

滝学園の事務長及び滝学園に勤務する教師へのインタビューにより、滝学園の教師の就業形態を集約し、以下表(表4)に整理した。

滝学園の教師の勤務時間は「通常勤務」と「短縮勤務」の2タイプが設計されている。通常勤務は8時20分～17時30分(休憩1時間)で1日8時間10分勤務である。短縮勤務は8時20分～16時00分(休憩45分)で1日6時間40分勤務である。短縮勤務は年間5回の定期考査期間中に適用され、13時30分以降は勤務場所を問わない勤務(在宅勤務等)を認めているとのことである。勤務日(生徒の授業日)は月～金曜及び隔週(月の第1・3・5週目)で土曜勤務となっている。年次有給休暇は年間20日が付与されるとともに、時季指定年休を年間5日分(各定期考査中に1日分)付与されるとのことであった。

<表4> 滝学園の教師の就業形態

勤務時間	<p>&lt;通常&gt; 始業8時20分～終業17時30分 (休憩1時間)※1日8時間10分勤務</p> <p>&lt;短縮&gt; 始業8時20分～終業16時00分 (休憩45分) ※1日6時間40分勤務 ※定期考査期間中に1時間30分の短縮勤務を実施(変形労働時間制の採用) ※13時30分以降は勤務場所を問わない勤務(在宅勤務等)を可とする</p>
勤務日	月～金曜及び隔週(月の第1・3・5週目)で土曜勤務
年次有給休暇	年間20日を付与。その他、年間5回の定期考査において、各考査期間中の1日を時季指定年休とする。(年間5日分付与)

4.5. 滝学園の部活動実態

滝学園の事務長及び滝学園に勤務する教師へのインタビューにより、滝学園の部活動形態を集約し、以下表(表5)に整理した。

部活動数については、中学校が22部、高等学校は33部が設置されている。スポーツ庁の「運動部活動等に関する実態調査<sup>17)</sup>」によると、運動部及び文化部合算で中学校1校あたりの設置数平均は13.3部(同好会含)、高等学校1校あたりの設置数平均は27.1部(同好会含)である。滝学園は標準的な学校規模であることを考慮すると、中高ともに部活動数が比較的多く設置されている学校と言える。

平日における部活動をA活動と呼び、管理職以外の教師は業務としていずれかの部の顧問を担当する。平日週4回(木曜は会議等に充てるため原則行わない)を上限とし、教師の通常勤務の終業時間17時30分までの活動(業後1～2時間)となっている。中学1年及び高校1年の生徒は原則全員加入制となっており、金曜については学校として会議等を設けない日と設定し、全顧問教師が業務として部活動指導にあたっている。業務とはいえ、活動日は顧問裁量となっており、運動系部活動は週2～4回、文化系部活動は週1回の活動(全顧問が業務として部活動指導にあたる金曜日)の部が多いとのことであった。

休日における活動をB活動と呼び、学校外の活動として滝教育研究所に外部委託している。休日部活動の指導を希望する教師は滝教育研究所の指導者登録の上で副業として指導に従事する。休日部活動の参加を希望する生徒の家庭より滝教育研究所登録費として年間6000円を徴収することになっており、受益者負担型の部活動が成立している。B活動の外部化に伴い、部活動費をPTA会費で賄う仕組みを廃止し、財務管理・運用の一切を滝教育研究所が担う仕組みとした。現在のPTA会費は月250円で全て学校内の教育活動に充当しているとのことである。

B活動は1回3時間まで(公式大会を除く)、年間60回まで(公式大会を含む)を上限とし、土日のどちらか一方のみ活動可となっている。指導料は時給1000円(30分単位500円)と設定されていることから、活動の上限規制から算出すると一人あたり年間で最大18万円の指導料となる。予算運用の仕組みは、各顧問がB活動の年間計画を作成した上で指導料及び活動費の試算を割り出し、部員一人あたりの負担額を滝教育研究所に報告、滝教育研究所登録費(年間6000円)+年間活動費を家庭に請求し滝教育研究所への支払いを依頼、滝教育

研究所は家庭からの集金事務や顧問への指導料及び活動費の分配事務、年度末の収支報告書作成及び返金作業を担当することである。

<表5> 滝学園の部活動実態

① 部活動数

<中学校>

男子部	7部	野球, サッカー, ハンドボール, バスケットボール, バレーボール, ソフトテニス, 卓球
女子部	3部	バスケットボール, バレーボール, ソフトテニス
男女部	12部	陸上競技, 水泳, 柔道, 剣道, 美術, 合唱, 自然科学, 英会話, かるた, プラスバンド, 先進技術研究

<高等学校>

男子部	7部	硬式野球, サッカー, ハンドボール, バスケットボール, バレーボール, ソフトテニス, 卓球
女子部	3部	バスケットボール, バレーボール, ソフトテニス
男女部 同好会	23部	陸上競技, 水泳, 柔道, 剣道, 美術, 合唱, 将棋, 自然科学, 英会話, 競技かるた, プラスバンド, 囲碁, 演劇, 先進技術研究, ギター, 天体観測, 料理研究, 茶道, 写真, 文芸, 数理研究, 経済ビジネス, クイズ同好会

② 平日における部活動(A活動)

・中学1年及び高校1年の生徒は全員加入制 ※入部後の休部や退部については自由
・管理職以外の教師は、業務として顧問を担当
・勤務時間内の部活動のみ(各学級の終礼後～17時30分)
・毎週金曜業後は会議等を入れず業務として部活動指導 ※原則、主・副顧問に関わらず顧問全員が指導
・運動系部活動は週2～4回の活動が多い
・文化系部活動(プラスバンドを除く)は金曜のみ活動が多数

<A活動の実態>

曜	授業 コマ	部活動時間 (最大活動時間)	備考
月	7 限 まで	16:30～17:30 (1時間)	各部の裁量で活動を設定
火	6 限 まで	15:30～17:30 (2時間)	各部の裁量で活動を設定
水	7 限 まで	16:30～17:30 (1時間)	各部の裁量で活動を設定
木	7 限 まで	原則実施せず	職員の会議 生徒会活動等
金	6 限 まで	15:30～17:30 (2時間)	業務として全顧問が指導

※年間を通して17:15片付け, 17:30最終下校

③ 休日における部活動(B活動)

・学校外の活動として滝研に外部委託
・希望する教師が滝研に指導者登録した上で副業として指導に従事
・休日部活動を希望する生徒の家庭より滝研登録費(年間6000円)を回収 ※従来のPTA会費は月800円, うち600円を部活動に利用 ※PTA会費の部活動への利用廃止 現在のPTA会費は250円
・滝研登録費の納入は1年を3期に分けて設定 ※1～2期間(2000円～4000円)のみ登録することも可
・休日部活動1回の上限時間は3時間 ※公式大会は例外として6時間まで可(2回分のカウント)
・各部が休日に行う部活動の上限は年間60回(大会含)
・公式大会参加以外は, 土日どちらか1回の活動のみ
・顧問への指導料を時給1000円(30分単位500円)と設定 ※一人あたりの年間指導料は18万円が最大
<予算運用の仕組み>
①各顧問によりB活動の年間計画を作成
②各顧問は計画段階の指導料試算を割り出し滝研に報告
③各顧問は各種協会登録費や大会参加費の試算を算出し滝研に報告
④各顧問は①～③の合算を部員数で割り, 部員一人あたりの活動費として滝研に報告
⑤滝研登録費(年間6000円)+年間活動費を家庭に案内し滝研への支払いを依頼
⑥滝研は家庭からの費用回収事務や指導料及び活動費の分配事務を担当
⑦各顧問は年度末に実際の指導料+活動費を滝研に報告
⑧滝研は収支報告書の作成と返金作業を担当

※滝研 = 滝教育研究所

<陸上競技部と野球部の一人あたり徴収額の例>

	滝研 登録費	活動費	備考
陸上 競技部 44名	4000円 ※1・2期分	8000円 (年間)	冬場のB活動は実施しない 指導料, 顧問交通費, 協会登録費, 記録会参加費, 競技場使用料等
野球部 22名	6000円 ※1～3期分	24000円 (年間)	年間上限60回の活動を 最大限行う 指導料, 顧問交通費, 協会 登録費, 大会参加費, グラウンド使用料, 道具購 入費等

※2020年度実績

5. 考察

5.1. 滝学園式部活動改革への影響要因に関する考察

滝学園式部活動改革への影響に関して、「①：滝教育研究所の存在」、「②：管理職を中心とした労務環境改善チームの結成」、「③：労働基準監督署による監査」の3項目の影響要因を抽出し、以下表(表6)に整理した。

滝学園式部活動改革は滝教育研究所が運営主体となることで成り立っている。滝教育研究所設立の背景として、生徒への課外学習支援による教師の過重労働の改善を図る目的があった。滝学園は県内有数の進学校であるが、学習意欲や学力向上への意識の高い生徒が業後に教師への個別学習指導を要望することが年々増加し、熱心な教師による課外学習指導が拡大していった。時に、学校の施錠時間を超える場合には家庭に向いてまで学習支援を提供する教師まで出現するほどであった。教師の熱意による支援行動と過重負担への懸念とで、管理職の立場としては葛藤が続いたとのことであった。生徒や保護者のニーズの増幅に伴い、講座方式による一括支援の可能性を見出し、教師の熱意を活かしながら生徒や保護者の要望に対応するための方法として、滝教育研究所設立の構想が生まれたとのことであった。以上の経緯が影響して、部活動改革に着手する中で、教師の過重労働改善への打開策として滝教育研究所の活用案が浮上したのは、自然な流れであったことが推察できる。

影響要因②・③に関して、2017年の労働基準監督署による監査という外圧は、管理職の危機感を高め、滝学園式部活動改革の加速に強く影響を及ぼしたことが推察される。監査直後には校長を中心としたチームが結成され、労務環境改善に向けた改革が次々に提案された。改革の矢面に立ったのは部活動であった。休日部活動については、必ずしも教師が担う必要のない活動として滝教育研究所の管轄へと移管した。平日部活動は変形労働時間制を採用することで、平時の勤務時間の幅をもたせて時間内業務として扱い、膨らませた時間分を夏季休業中や定期テスト期間中の勤務時間を短縮することで対応することとなった。それまでも教師の過重労働に対する懸念を抱いていた管理職による適切な労務環境改善方略の提案と、労働基準監督署の監査という外圧によって組織全体に労務環境改善に対する覚悟が広まったことが影響し、改革実行を円滑に進めることができたことと推察される。

<表6> 滝学園の部活動改革への影響要因

①滝教育研究所の存在	改革に迫られた時点で外部の運営主体になり得る組織が存在していたことによる影響
②管理職を中心とした労務改善のチーム結成	改革に迫られる以前より過重労働の懸念があった管理職より適切な方略が示されたことによる影響
③労働基準監督署による監査	監査という外圧により労務環境改善に向けた覚悟が組織に浸透したことによる影響

5.2. 滝学園式部活動改革の特徴に関する考察

本調査で明らかになった滝学園式部活動改革の特徴を4カテゴリーに分類し、7項目のメリット、5項目の検討課題を抽出し、以下表(表7)に整理した。特徴カテゴリーの内訳は「A：受益者負担による活動」、「B：休日部活動(B活動)の運営管理及び財務管理の外部化」、「C：休日部活動における教師の副業による指導体制」、「D：変形労働時間制を活用した平日部活動(A活動)の時間内業務化」である。

カテゴリーAの特徴におけるメリットは「受益者負担の一般化により持続可能性が向上すること」である。休日部活動の指導者報酬、滝学園の施設借用料や備品調達費、協会登録費や大会参加費など、希望者による会員制の受益者負担として滝教育研究所が滝学園事務室との調整を図りながら管理している。入会にあたり生徒や保護者の判断による裁量があること、顧問が自らの意志で従事した対価として報酬を得ていることなどを考慮すると、持続可能性が高い仕組みであると言える。検討課題として、従来は顧問の指導報酬を徴収することはなかったため、家庭の経済的負担が増加したことが挙げられる。伴って本人が活動を希望しても家庭の経済事情により断念せざるを得ない状況に陥る可能性があることは否めない。

カテゴリーBの特徴におけるメリットは「教師の業務負担軽減」「金銭面でのトラブル回避」である。先述の通り、滝教育研究所が学園事務室と連携して会費請求を行い、徴収に関わる事務処理や会計報告事務等を担うため、顧問と保護者の直接的な金銭面でのやりとりがなくトラブルを回避でき、顧問の負担軽減にも繋がっている。一方で、これまで教師の熱意で活動頻度を多く確保していた部にとっては、外部化に伴って活動回数の上限規制ができたことで、顧問教師及び生徒の中には活動機会を増やしたいという要望も出てくることである。

カテゴリCの特徴におけるメリットは「教師の裁量で休日部活動の指導を選択できること」である。日本スポーツ協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」の「休日の運動部活動が地域に移行された場合の意向<sup>10)</sup>」の項目において「地域人材に任せたい」と回答した教師は45.6%であった。滝学園の教師においても、本人を取り巻く事情や本人の信念により、休日部活動の指導を望まない教師も存在することが推察できるため、指導を望まない教師が指導に従事しないことを選択できる状況は重要なメリットと言える。一方で、主顧問と副顧問が共に指導を望まなかった場合に、生徒や保護者が活動を希望しても対応できないという事態が起こり得る点については検討課題と言える。実際にブラスバンド部の休日部活動は顧問の副業による指導ではなく、地域在住の滝学園OBが滝教育研究所への指導者登録を行い、外部指導者として指導・運営を担っているとのことであった。他にもバスケットボール部、剣道部、茶道部が滝学園として顧問の補助的な役割を担う外部指導者(OB)を採用している。外部指導者が配置されている部については、顧問が休日部活動を望まなくとも対応可能ではあるが、その他の部については現状は対応できない状況にあると言える。

カテゴリDの特徴におけるメリットとして「教師の勤務時間外における部活動指導の是正」「生徒の部活動時間の確保」「生徒の文化活動・スポーツ活動機会の保障」が挙げられる。勤務時間を弾力的に運用することで、勤務時間外で部活動を行うことは一切ない状況を実現しつつ、生徒の活動時間も大きく縮小することなく確保できている。従来の教師の善意によるボランティア指導の状況は払拭されたと言える。また、部活動指導が時間内業務として時程内に位置付けられていることは、生徒の興味・関心に応じた文化活動やスポーツ活動の機会を保障することに繋がっている。学習指導要領に示される教育の一環としての部活動の教育的意義を鑑み、部活動指導を通じた生徒の人格形成を目指すことができている点については重要なメリットと言える。一方、変形労働時間制は、公立学校への導入を検討している自治体もある中で賛否のある制度である。勤務時間の調整がなされるとは言え、平日の勤務終了時刻が17時30分となることで、子育て世帯の教師には生活ルーティンの見直しを迫られる教師が出てくる可能性も否めない。

<表7> 滝学園式部活動改革の特徴

特徴カテゴリ	メリット	検討課題
A：受益者負担による活動	①受益者負担の一般化による持続可能性の向上	①家庭の経済的負担の増大 ②参加希望の生徒が断念せざるを得なくなる可能性がある
B：休日部活動の運営管理、財務管理の外部化	②教師の業務負担軽減	③活動回数の上制限制により顧問及び生徒から不満の声もあり
	③金銭面でのトラブル回避	
C：休日部活動における教師の副業による指導体制	④教師の裁量で休日部活動の指導に携わるかを選択できる	④顧問が休日指導を望まない場合に生徒の活動機会がなくなる
D：変形労働時間制を活用した平日部活動の時間内業務化	⑤教師の勤務時間外における部活動指導の是正	⑤子育て世帯の教師にとっての生活ルーティンへの圧迫
	⑥生徒の部活動時間の確保	
	⑦生徒の文化活動・スポーツ活動機会の保障	

## 6. 結論

### 6.1. 公立中学校の部活動地域移行への汎用性

考察を踏まえ、公立中学校における部活動地域移行への汎用性を検討し、以下表(表8)に整理した。

滝教育研究所が担っている会員登録、指導者登録、運営管理、財務管理などの役割を、すでに地域に存在する公的組織や法人団体が担うことで、公立中学校の部活動地域移行の実現可能性が見い出せると考えられる。運営主体となり得る既存の組織・団体は、総合型地域スポーツクラブ、文化・スポーツ協会、NPO法人、スポーツ少年団などが候補として挙げられる。滝教育研究所は、中学校1校、高等学校1校の2校で約1800人の生徒を対象に運営を自走させていることを考慮すると、1市町1~3校程度の小規模自治体であれば、滝学園と同様に運営の見通しが立つものと考えられる。一方、管轄が広範囲で多くの中学校を抱える中規模から大規模の自治体については、子どもたちの移動、活動場所の確保、管理業務の膨大さなど、新たな諸課題が浮上するため工夫が必要であろう。

部活動の外部化で特に深刻な課題となるのは地域人

材の確保であり、滝学園と同様、当面は教師の兼職兼業に頼らざるを得ない自治体が多いことが推察される。滝学園のプラスバンド部の事例のように顧問が休日部活動を望まないケースが増えることも予想されることや公立中学校教師は他自治体への異動の可能性もあるため、担当顧問のライフスタイルや信念によっては活動の存続が危ぶまれる。顧問の異動の度に存続を検討しなければならない体制は持続可能性としては低いと言わざるを得ない。持続的・安定的な人材確保の観点からは、地域移行の初期段階においては教師の兼職兼業による指導体制に頼りつつ、並行して地域人材とのマッチングを長期計画で進めることが望ましい。各部に複数の地域人材が配置されるまでの一時的な対応として教師の兼職兼業制を採用することが有効であると考え。また、地域部活動で指導を受けた生徒が継続して活動を続け、地域指導者として部に戻ってくるような循環を構築することも、持続可能性の高い地域部活動を実現するための方策として有効であると考え。

変形労働時間制の導入は、教師の長時間労働の是正に繋がる手立てとして有効に機能していると言える。一方で、滝学園に勤務する教師へのインタビューによると、特に子育て世帯の教師から、通常時の勤務終了時刻17時30分設定は家庭生活のルーティンを圧迫しているとのネガティブな声を耳にしたことがあるとのことであった。また、公立中学校においては制度改正に至るまでの道りは険しいことが予想される。1年単位の変形労働時間制の採用を検討している自治体は増加傾向であるが、現職の教師やマスコミによる批判の声が頻発している状況がある。滝学園のような通常勤務の終了時刻が17時30分までという設定は、特に子育て世帯の教師のワークライフバランスを圧迫する可能性があることを考慮し、採用には慎重な判断が必要であると考え。

受益者負担による運営について、滝学園に勤務する教師へのインタビューによると、ボランティアで指導していた頃に比べ、指導者報酬を手にすることで指導に対する責任感が高まったことや、活動時間や活動日の制限の範囲内で質の高い練習を工夫するようになった実感があるとのことであった。指導者の質的担保や部活動の持続可能性の観点から、受益者負担による運営は有効であることが推察される。一方で、無償での部活動指導が一般化している現状においては、有償による指導への転換は容易ではないことが予想される。さらに、私立学校に比べると公立中学校に所属する家庭の経済格差は大きいことを考慮すると、受益者負担

による部活動運営は子どもたちの文化・スポーツ活動の機会保障を揺るがす大きな転換となることが考えられるため、特に公立中学校への導入に関しては段階的に移行を進めることが望ましい。

以上のことから、滝学園の部活動改革は私立学校における働き方改革を推進する手立てとして極めて有効であったと言える。公立中学校への汎用性については、諸課題への対応の工夫を施す必要はあるものの、一定の汎用性があることが示唆された。

<表8> 滝学園式部活動改革の公立中学校への汎用性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中～大規模自治体への汎用には諸課題(場所・移動等)に対する工夫が必要ではあるが、小規模自治体は滝教育研究所の役割を担うことで汎用できる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の兼職兼業による体制は、地域移行初期段階での地域人材不足を補完するために採用し、同時に地域人材配置を徐々に進めることで円滑な地域移行に寄与する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・変形労働時間制は、子育て世帯の教師のワークライフバランスを圧迫する可能性があり慎重な判断が必要ではあるが、長時間労働の是正には有効である</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は、特に公立校は生徒の機会保障を揺るがす可能性を考慮する必要はあるが、段階的に導入することで指導者の質的保障や部活動の持続可能性を高める</li> </ul>
<p>※滝学園の部活動改革は、私立学校の働き方改革を推進する上で極めて有効であった。公立中学校への汎用性に関しては、諸課題への対応の工夫を施した上で一定の汎用性があると言える</p>

## 6.2. 今後の課題

持続可能な部活動の在り方の一つのモデルとして滝学園の取組を検討したが、滝学園は県内屈指の進学校であり、生徒や保護者は学習に重きを置く傾向がある。このことから、滝学園は公立中学校と比較すると、地域部活動への移行に批判的な考えをもった生徒や保護者は多くないことが予想される。私立進学校と公立中学校の生徒や保護者もつ、休日の部活動運営の外部化に関する意識の差については、今後も追調査が必要であると考えている。

教師の働き方改革の文脈上、私立、公立に関わらず、休日部活動や平日の勤務時間外の部活動指導を望まない教師は、指導に従事しなくて済む状況を整えていくことが必要となる。一方で、部活動の主役は子どもた



ちであり、部活動改革の推進を教師の立場や視点に限定して議論を進めることは、児童・生徒、保護者、地域を置き去りにすることにもなり兼ねない。本調査においては、子どもや保護者の意識の実態を把握することはできていない。それぞれの立場に立った見方や考え方を大切にしながらかつ持続可能な部活動の在り方を模索するためにも、滝学園のような先進的に部活動改革を進めている地域における子どもや保護者の意識を明らかにすることが必要であると考えられる。

## 文献

- 1) スポーツ庁：学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について，2020，[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200909-spt\\_sseisaku01-000009706\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200909-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf)(最終閲覧日2021年4月9日)
- 2) 神谷拓：学校運動部活動「問題の行方」－過去・現在・未来－「運動部活動の地域移行に関わる歴史と課題」，2018，日本体育学会第69回大会，本部企画シンポジウム2，11-18頁
- 3) 文部科学省中央教育審議会：新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について，2019，[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2019/03/08/1412993\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf)(最終閲覧日2021年12月12日)
- 4) 長沼豊：部活動の不思議を語り合おう，2017，ひつじ書房，148-149頁
- 5) 内田良：ブラック部活動－子どもと先生の苦しみに向き合う－，2017，東洋館出版社，156-160頁
- 6) 内田良，加藤一晃，野村駿，太田知彩，上地香杜：部活動の社会学－学校の文化・教師の働き方－，2021，201～208頁
- 7) 猿橋善宏，大利実：部活はそんなに悪者なのか!?脱ブラック部活動！現役教師の挑戦，2020，株式会社インプレス，103-110頁
- 8) スポーツ庁運動部活動の地域移行に関する検討会議：運動部活動の地域移行に関する課題及び解決方策について，2021，[https://www.mext.go.jp/sports/content/20211202-spt\\_sseisaku02-000019265\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20211202-spt_sseisaku02-000019265_06.pdf)(最終閲覧日2021年12月12日)
- 9) 文部科学省：部活動指導員の概要2017，[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/shiryu/\\_icsFiles/afiedhile/2017/08/17/1386194\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryu/_icsFiles/afiedhile/2017/08/17/1386194_04.pdf)，2017(最終閲覧日2021年12月12日閲覧)
- 10) 日本スポーツ協会：学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書，2021，15-16頁，[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/R3\\_houkokusho.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/R3_houkokusho.pdf)(最終閲覧日2021年12月12日)
- 11) 毎日新聞：部活の外部監督，生徒に暴行～夕方，土日に指導～，2018，<https://mainichi.jp/articles/20180308/k00/00m/040/173000c>(最終閲覧日2021年12月12日)
- 12) 野村駿，太田知彩，上地香杜，加藤一晃，内田良：なぜ部活動指導は過熱するのか－過去の部活動経験との関連から－，2018，名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)，第65巻第2号，109-121頁
- 13) 太田知彩，上地香杜，加藤一晃，野村駿，内田良：中学校部活動における過熱の実態と教員の意識－学校規模に着目して－，2019，名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)，第65巻第2号，211-219頁
- 14) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長，浅野敦行：「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱いについて(通知)，2021年，1-7頁
- 15) 文部科学省：学校教育法施行規則第41条及び第49条，<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011>(最終閲覧日2021年12月12日)
- 16) 株式会社滝教育研究所：<https://www.takied.jp/about/77>(最終閲覧日2021年12月12日)
- 17) スポーツ庁：平成29年度運動部活動等に関する実態調査報告書，2018，[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2018/06/12/1403173\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/06/12/1403173_2.pdf)(最終閲覧日2021年12月12日)

